

民間検査機関だより

No. 28

平成9年12月8日発行

新潟県民間環境
検査機関協議会
(略称「民環協」)



万里の長城を埋めつくす日本人（平成9年9月19日）

香港返還を期して日本・中国両国トップの会談が多くなったように思える。

当県においても、10月14日環日本海環境協力会議が開催され、中国の関係者も出席された。また、当県庁の中野雅夫氏も日中友好環境保全センターに派遣されている。来年には、主要都市への新たな定期便運航が予定されている。当県にとって今まで以上に身近な国となろう。

しかし、観光地にどっと押しよせる日本人、そして粗悪品を高い値でやたらと買いあさる姿を見ていると、「日本の政府や経財界は似たような事をしていないであろうか」とつい心配したくなる。それと同時に「この国の環境保全対策はほんとうに進むのであろうか」とも思った。

写真・文：猪俣勝一
(財)新潟県環境分析センター

平成9年度 新潟県民間環境検査期間協議会(民環協)事業報告

- 平成9年6月13日 通常総会
 - 平成8年度の事業及び収支決算報告
 - 役員の改選
 - 平成9年度の事業計画及び収支予算を決定
- 理事会は随時
- その他
 - ◎県理化学検査技術職員研修会への参加
 - ◎環境NGO大会&エコ・アクションへの参加
 - ◎第10回廃棄物と生活環境を考える全国大会への参加
- 平成9年6月1日 環境月間記念行事「環境フェア」(主催：県、新潟市他)
 - ～30日
 - 協賛：当協議会他)
- 平成9年10月8日 第9回日環協関東支部環境セミナー栃木大会
 - ～9日

会員が行っている主な業務

環境関連調査

- 工場排水に関する調査
- 大 気 関 連 調 査
- 土 壌 汚 染 調 査
- 河川、ダム関連調査
- 飲料水・食品に関する調査
- 騒音、振動調査
- 悪 臭 調 査
- 地盤沈下に係る調査
- 廃棄物に関連する調査

環境影響評価 (環境アセスメント)調査

- 各種工場及び公共施設
- 焼 却 場
- し尿処理施設
- 港 湾
- 飛 行 場
- 公共下水道等各種の立地建設に係る調査
- リゾート開発
(スキー場・ゴルフ場)
- 海域海洋に関する調査

部会活動状況

精度管理部会

精度管理部会は、その名のとおり各種分析検査におけるデータの正確さを確保するための精度管理を共同で行っている部会です。

主な事業は外部精度管理（クロスチェック）と内部精度管理、それと外部講師を招いての研修会開催です。

今年度は外部精度管理として、標準試料（カナダ国立学会議が調製した海洋堆積物）を用いて重金属分析を行っています。それと平行して内部精度管理としてBODの標準液（グルコース、グルタミン酸混液）によるBOD測定のパラッキを $\bar{x}-R$ 管理図で経時的に管理することにしてあります。年内にデータを集計、解析し、翌年1月下旬ごろに検討会を開く予定です。

また、あわせて県の保健環境科学研究所より講師を招いて、現在脚光をあびているISO9000や技術レポートの作成上の留意点などについて、研修会を開催することにしてあります。

計量証明部会

- 5月 部会全体会議
8年度事業報告及び会計報告
9年度事業計画及び予算案提案
- 6月 役員会
活動日程等審議
- 7月 役員会
研修会及び先進検査機関視察先審議
- 10月 第1回研修会
水質試験実習
① CODの保存条件による差の実習
② n-ヘキサン抽出物質の測定方法について
③ その他
研修会場：(財)上越環境科学センター試験室
参加機関数 10機関
参加者数 20名
- 11月 先進検査機関視察
視察先
東北緑化環境保全株式会社
環境技術センター
宮城県多賀城市桜木3丁目8番22号
参加機関数 9機関
参加者数 13名
- 2月 第2回研修会
水質試験実習のまとめ他

水道・食品部会

この部会は、水道・食品及び貯水槽の水質に関する検査技術の研究及び研修等の活動を行う部会であり、実質

的な活動は、それぞれ委員会を設け各委員会ごとに行われています。

1 水道委員会

水道法20条及び34条の2に関連する規制緩和について、厚生大臣の指定検査機関の全国団体である「給水衛生検査協会」を通じた情報収集に努めるとともに、県当局とも情報交換を行った。また、行政懇談会・研修会も行った。

2 食品委員会

現在、問題となっている病原性大腸菌O-157等に関する実務研修として、生物検査技術研修会を行った。また、(社)新潟県食品衛生協会の主催する研修会等へ積極的に参加する。

3 ビル管委員会

新潟県貯水槽管理水質検査連絡協議会等において、ビル管の水質検査等に関する様々な問題について打合せを行った。

浄化槽部会

平成9年度浄化槽部会の主な活動について

1. 平成10年度新潟県で行われる『第12回全国浄化槽技術研究会』の発表テーマの技術研究
1) 検査員の研究テーマに対する技術研究
2) 業界が行う研究テーマに対する技術応援
発表テーマ3課題についての技術研究
2. 検査員研修
1) 関東甲信越ブロック主催、技術研究会
日 程 11月中旬
場 所 茨城県大子町
テーマ 高度処理浄化槽の維持管理と法定検査
2) 部会検査員定例研修会
日 程 平成10年3月頃
テーマ 平成9年度4月施工の浄化槽法定検査ガイドライン等の見直し
3. 先進県視察
法定11条検査にBODを導入し実施している県（6県の中から選定）を予定
日 程 平成10年2月頃
4. その他
浄化槽法定検査について、行政担当者、浄化槽団体協議会との懇談会
県主催 日程は未定

以上が平成9年度の主な活動予定です。今後の課題としては、法第11条検査の実施方法について当分の間は現状維持で行うものと思われませんが、厚生省から頂いた宿題（放流水検査を11条検査として認めて頂くための問題点）等について、今後検討を重ねて行きたいと思えます。

あ い さ つ

新潟県環境生活部長 岡村 光郎

4月に環境生活部長に着任してから、半年が経過しました。環境生活部は県民の皆様の生活に密着した、大変広い範囲の仕事をしておりますが、なかでも、環境問題は、自然保護問題、廃棄物問題、ダイオキシンの問題、そして地球温暖化問題など、連日新聞に関連記事が掲載されるなど県民の関心は高く、あらためて、新潟県の豊かな環境をこれからも確保し、次の世代へと引き継いでいくのか、その責任の重大さを日々実感しているところであります。

3月には、今後10年間における当県環境施策全般の方向を定めた「新潟県環境基本計画」を定めましたが、平成7年7月の「新潟県環境基本条例」、8年10月の「新潟県生活環境の保全等に関する条例」の制定に続き、県の環境施策の制度的な枠組みづくりが整いました。条例や基本計画の目的の達成にむけての、具体的な施策についても、環境基本計画と並行して、「新潟県地球温暖化防止地域推進計画」を定めるなど対応を図っています。これは、今日の環境問題が、廃棄物の発生量や地球環境問題（温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等々）にみられるように、環境への負荷が増大し、環境容量を越え始めていることや自然と人が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会づくりが求められており、新たに総合的な施策の展開が必要となったという社会的な背景のなかでの制度の整備であります。

さて、こうした制度・基本計画の整備のなかで、従来からの環境施策を推進していく方法の大きな転換がありますが、その一つに、行政は、県民、民間活動団体、事業者の皆様との積極的な参加と協力を得

ながら、連携・協調して施策を適正に進めていこうということが挙げられます。地球温暖化防止を例にとりますと、その影響は身近にすぐ実感できるように現れるようなものではなく、地球規模で現れ、その時期は将来の世代であること、そして、原因は複雑で経済社会活動全般によることなどが特徴とされており、こうした新たな問題の性格からもその重要性がご理解いただけるのではないかと思います。基本条例の理念には「循環」「共生」「国際的取組みの推進」とともに「参加」を掲げ、基本計画の柱の一つに「県民参加で環境保全に取り組む社会づくり」を課題としています。

平成8年度に実施した県政世論調査において、「経済の発展と地球環境の保全のどちらを優先すべきか」との質問に対して、約70%の人が地球環境保全を優先すべきと答えており、特に若い人ほどその割合が高い結果であり、また、京都会議を前に、10月上旬に実施された全国の世論調査では、「温暖化に関心がある」、「ある程度関心がある」としている人は85%にのぼると報道されています。

「環境への理解を環境保全行動に結びつける施策の展開」のため、県民、事業者、行政等が、それぞれが協力し、それぞれの役割のもとに、知恵と力を出していかなければならないのではないかと考えております。

「技師のひとりごと」

最近の環境問題について

(財)上越環境科学センター 企画研究課 田村 三樹夫

最近の地球を考えると、換気のできない部屋で石油ストーブを燃やし続けているのと同じようなものである。このような状態を続けていけば、いつか人が暮らすことのできない環境になると考えられる。既にその兆候が、地球上のいろいろなところで見え始めている。危機的な状況が起こるのはまだ先の話ではあるが、今何かを始めなければ、取り返しがつかなくなると不安で一杯である。

では、環境技術者である私達に何ができるのか、また何から始めて行けば良いのだろうか。少なくとも現状を正確に評価するために必要な情報を適確に、そして迅速に提供する必要がある。

更に、環境破壊が進行してきている現状を数値の上だけでなく、身近なものとして捕らえ、広く知らしめることも大切であると考える。

例えば、酸性雨についてはどのくらいの酸度であるのかと言えば、レモンの果汁と同じようなものが

天から降って来ていることを、どれだけの人が知っているだろうか。この現状をより多くの人達に危機感をもって認識して欲しいものである。

また、この際必要以上の快適さを追及することを改めて、環境に優しくありたいものである。

そんな中で、発覚した某企業の地下水汚染に対する代表者のコメントに『自社工場内地下水の有機塩素系溶剤の汚染であり、報告義務も無いので行政には1年以上報告しなかった。』とあったが、この例は、誰が見てもおかしな話で、地下水汚染の広域性や汚染物質の有害性、そして浄化対策の問題点等を軽視した発言であり、環境保全に対する企業姿勢と経営首脳者のモラルの低さに憤りを感じるところである。

こと環境問題については、大所・高所からのアプローチが最も重要である。

「習い事」

(社)新潟県環境衛生中央研究所 検査一課 津野 美乃里

私の家から会社までの距離は約3km。とても近い。車で5分といったところだ。

うちの会社は三条や柏崎からも通勤している人がいるのでよくうらやましがられる。また、そういう人に「そんなに早く帰って何をしているの?」と聞かれたりする。そういう時私は答えるのにとっても困っていた。それは別に何もしていないからだ。

家に帰れば母親が待っており「御飯にする?お風呂にする?」といったような新婚さんのような事を言われ、早い時にはもう6時半くらいには寝る準備

が出来ていたりする。

ふとある日は「いい若い者がこんな生活をしていていいのだろうか」と思い立ち、習い事を始めることにした。

「習い事」と聞くと「ソロバン」や「ピアノ」などを思い出してしまうが大人の習い事は、ちよと違って趣味とイコールだったりして楽しそうなものが多い。

私はまず始めにスポーツクラブに1年間通った。成果はあったのか、なかったのかは自分でもよく

わからないが少しは、健康のために良かったのではないかと思っている。

次にはじめたのが今通っている「料理教室」である。

この料理教室は、市が主催しているものなので料金も安いし20代の社会人を対象としているので出会いの場としても活用できる。同じ年代の人同志、4～5人のグループになり試行錯誤しながら協力して1つのものを作る。

まるで、学校の調理実習のようである。

私は高専を出たので調理実習などは中学校までしかやれなかったので、よけいに学校的な気分が味わえて楽しい。

こうして私は「そんなに早く帰って…」の質問に少しはましに答えられるような生活を送れるようになった。

私の友達なども、「テニス」や「英会話」などいろいろな習い事に挑戦しているが、みんな楽しく習い事をしているようである。

私は習い事をすることによって、1週間にリズムが出来、充実した生活を送れるのではないかと思っている。

それは、今の時期にしか出来ない事だと思うから…………。

最後に今まで習ってきた料理の中から“おすすめの一品”を1つ紹介してペンを置きたいと思う。

「トマトと卵のスープ」

〔材料〕(4人分) トマト2コ、玉ねぎ2コ、干しエビ10g、卵1コ、サラダ油大さじ1、鶏ガラスープの素小さじ2、酒大さじ1、塩小さじ1、しょうゆ小さじ1、コショウ適宜、香菜又はパセリ

〔作り方〕

① 鍋にサラダ油を熱し、干しエビ(もどしたもの)を炒める。さらにくし形に切った玉ねぎを入れて炒める。

② 続いてくし形のトマト(湯むきしたもの)を入れ水カップ4杯とスープの素とエビのもどし汁を加えて煮る。

煮立ったらアクを取り、酒、しょうゆ、塩、コショウなどで味を整える。

③ 最後に溶き卵を流し入れ、香菜等を散らして出来上がり。

もし良かったらお試しあれ。

夏 祭 り

(財)二市北蒲原郡総合健康開発センター 高 澤 佳 典
環境検査課

遠い昔の夏祭り。小銭を握りしめ、山の麓のかすかな光に浮かぶ境内へ足早に向う。さい銭を出すのもおいしいと思い、手を合わせ祈るだけ。裸電球に照らされた、全部で五・六軒ほどの夜店を端から端へと目を大きく見開き品定めをする。これとあれは高い、あれを買うとこれが買えない。迷いに迷ってやっと、はっかパイプを買い、満足して帰った。それでも待ちに待った祭りである。

市街地に越して、祭りといえば新発田祭り。各町内の台輪が市の中心部にある諏訪神社に奉納され、三日間の祭りが始まる。そして最終日の夜、威勢のいい若衆が台輪を引き、一斉に帰る「帰り台輪」で、

祭りのピークを迎える。

十代後半、この若衆の中に自分がいた。台輪が帰る途中、他の台輪が近づくと引き手同士でけんかが始まる。仲裁に入る頭取らの提燈もなんのその。これが「けんか台輪」と呼ばれるゆえんであり、観衆もこれに酔うのである。学校や親の束縛から一気に開放され、そして休憩時に出る酒は殴られた痛みを忘れさせるほど最高にうまい。酒もタバコもこの時ばかりは無礼講となる。祭りの本当の楽しさは参加した者にしか分からないと思ったりするのである。観る者より参加する者が酔う祭りかな。

二十代後半、十年ぶりにまた若衆と台輪を引く機

会があった。氣勢をあげたのは最初だけ、休憩時は、なぜか酒よりスポーツドリンクがうまい。けんかはやめよう。俺は平和主義者だ！帰る町内はまだか。疲れはピークに達する。もう二度と引く日はないだろう。参加より観るが楽しい祭りかな。

三十代後半の今…めぬき通りのパレードが始まる。雑とうの中、小さな手を引き長男の後を追う。肩にははしゃぐはしゃぐ小さな足。親父はひたすら夜店

に向かう。当たるはずもないクジをする我が子達を見ると店もずいぶん変わったと思う。はっかパイプを吸いながら歩いている子はもういない。けんか台輪もそういえばここ何年か観ていない。観るも疲れる祭りかな。

祭りが終わると秋の風が吹くのは今も昔と変わらない。

季節を楽しみましょう

(財)新潟県環境分析センター 環境調査課 近藤 麻奈美

私を知る友が言いました。「麻奈は季節の楽しみをはずさない子だね」と。そう、私はいつもその季節らしいことをして遊ぶのが大好きです。

春は桜。木の下でお弁当を広げ、暖かい陽に包まれて散り行く桜を見ているといい気持ちです。私の手作りのちらし、唐揚げ、サラダ、友達のおばあちゃんが炊いてくれたおこわや、グレープフルーツ、買い込んだお菓子やお茶は、外の空気がとてもおいしくしてくれます。実はこの満開の桜並木は、通勤途中にみつけた穴場ですが、場所は内緒です。

初夏の5月は木々が青々としてすがすがしい空気。遊びに行った、父の赴任先の山形では、おしんの撮影があった日和山公園や、小路を覆うケヤキ並木が涼しいアーチをつくる山居倉庫、鳥海山の麓に隠れた美しい滝、奈曽の白滝などをまわり、春に芽吹いた生命がきらきらとしてきれいで、なんだか元気になって帰ってきました。

梅雨になる前の6月は少し暑くなります。当センターの近くにはバイパスや高速道路があるのですが、このころ、高く上げた道路の土手(?)に名前の分からない黄色い花がびっしり咲き揃います。例の桜並木の所にもびっしりお花畑ができていて、やはり通勤途中に遠くからその一帯を眺めて、混んでいる道すがら楽しい気分になっている私です。

実はこの時期の海は、真夏よりも陽がやさしくて風もすずしく、人も少なでのんびりフリスビーなんかするのに最適なんです。米山大橋を望める、フィッシャーマンズケープの上は、まるで高原にいたいなたんぼ畑と澄んだ海。ふと見付けたその景色はあまりにきれいでずっと忘れられないでいます。

あやめと紫陽花の梅雨をあけて7月8月となれば祭りとは花火。浴衣や下駄の音、大きな花火、ドンドンと心臓にひびく太鼓、お囃子、笛の音、かき氷、夏の風物詩は日本情緒にあふれていて、私の大好きな季節です。

今年は子供のとき以来の民謡流しに参加でき、祭りを満喫できると思いきや、そう、平日なので仕事があるんですね…。小学生の頃、町内子供会で、夏休みには御輿を造るところから祭り一色で、子供御輿も民謡流しも参加、町内のご祝儀集めにまわった会社の窓から覗いている社員をかわいそうに思っていたのですが、大人になって立場が変わってしまいました。ちよとした寂しさを感じながら今年も懐かしい新潟祭りを迎えました。

こんなふうにより一年を過ごす私を、都会の友達は“ババア”呼ばわりしますが、実は心では田舎の生活をうらやましいと思っているんですよ、きっと。

日環協活動について

(社)日本環境測定分析協会は、環境測定分析の技術の向上ならびに環境測定分析事業の健全な経営を目的に、環境庁および通商産業省の共管により設立した全国組織の公益法人です。協会は、その設立趣旨に則り、環境測定分析に係る技術・経営の資質の向上のための調査研究とその普及、環境行政施策についての情報収集とその提供等わが国の環境の保全、公害の防止に大きく寄与しております。さらに地球規模での環境問題に取り組むための国際的な環境測定認証制度を取り入れるべく活動を展開しております。

(社)日本環境測定分析協会及び同関東支部の 事業進捗状況 (1997上半期)

I. (社)日本環境測定分析協会

(1) 委員会

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 企画・運営委員会 | 協会事業の企画 |
| 2. 環境管理委員会 | 品質管理マニュアルの作成
ISO14000内部監査員養成講座 |
| 3. 研修センター検討委員会 | 研修センター構想のアンケート調査
今年度末に検討結果報告書作成 |
| 4. 教育企画委員会 | 技術者基礎教育講座ほかの検討
新任者教育講座の実施 (関東支部3 中四国支部、東北支部、他) |
| 5. 新規事業委員会 | 各委員会に付託する新規事業の検討 |
| 6. 事業規程管理委員会 | 事業規程の項目の見直し
自主管理システムマニュアルの検討 |
| 7. 海外協力委員会 | 農村農業開発研修会 (日本農業土木総研委託)
海外派遣技術者の登録制度 |
| 8. SELF委員会 | Ca、B、Se、SO ₄ ²⁻ の実施 |
| 9. 積算資料委員会 | 追加項目の積算資料の検討 |
| 10. 広報・情報委員会 | 情報関係アンケートの実施
ホームページの開設 |
| 11. 出版企画委員会 | 分析方法解説書の発刊準備 |
| 12. 編集委員会 | 会誌「環境と測定技術」の編集、発行
(毎月開催) |
| 13. 騒音レベル測定マニュアル作成委員会 | 騒音レベル測定マニュアルの作成 |
| 14. 第1 JIS国際整合化委員会 | JISK0103、0104の国際整合化調査 |

15. 第2 JIS国際整合化委員会 JISZ8808の国際整合化調査
16. ダイオキシン等指定物質研究会 ダイオキシン等測定方法の研究
17. 欧州環境事情調査委員会 ドイツ、オランダ、スウェーデンの環境事情調査

(2) 技術研修会

1. 環境計量士の技術研修 2回
2. 環境計量実務要員の研修 2回
3. 中堅実務者研修会 東北支部 (東北緑化環境保全㈱)

(3) 講演会、講習会

1. 統一精度管理調査結果説明会 ①東京 ②大阪
2. 内部監査員要請講座 2回
3. 日環協環境セミナー 大阪国際交流センター
4. 環境計量士受験講習会 ①準備講習会 (東京 大阪)
②直前講習会 (東京 大阪)

II. 関東支部

- (1) 地区連絡会 首都圏環境計量協議会連絡会研修会
北関東環境測定機関連絡会 水上温泉
信越環境測定機関協議会連絡会 柏崎市
- (2) 環境セミナー 第9回栃木大会 鬼怒川温泉
- (3) 新任者教育講座 水戸 大宮 東京



機関紹介

(財)新潟県保健衛生センター

環境検査課

急速に高齢化が進む地域社会において心身ともに健康で明るい老後を迎えることは、とても大切なことです。

私たち(財)新潟県保健衛生センターは、時代と社会のニーズに即応できる体制を確立するため昭和53年10月に(財)新潟県公衆衛生検査センター及び(財)結核予防会新潟県支部の統合により設立された公益法人で、予防医学の分野における検診、検査及び生活環境の保全を図るため、必要な保健衛生事業を行い、もって県民の健康の保持増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。

この間環境検査の分野においては当初は浄化槽放流水検査と市町村の飲料水検査が主なものでした。

計量証明事業は昭和51年に県知事登録をうけ、事業所排水や河川水、地下水、ばい煙測定等を開始しました。

昭和54年に水道法20条検査機関、昭和55年に水道法34条検査機関として厚生大臣の指定を受け、同年、小千谷市に中越支所を発足させ昭和57年同所においても計量証明事業の登録を受けました。昭和59年には(社)新潟県食品衛生協会の食品衛生検査機関の推奨を受け、さらに昭和61年浄化槽法に基づく検査機関として県の指定を受けるなどして業務を展開してまいりました。

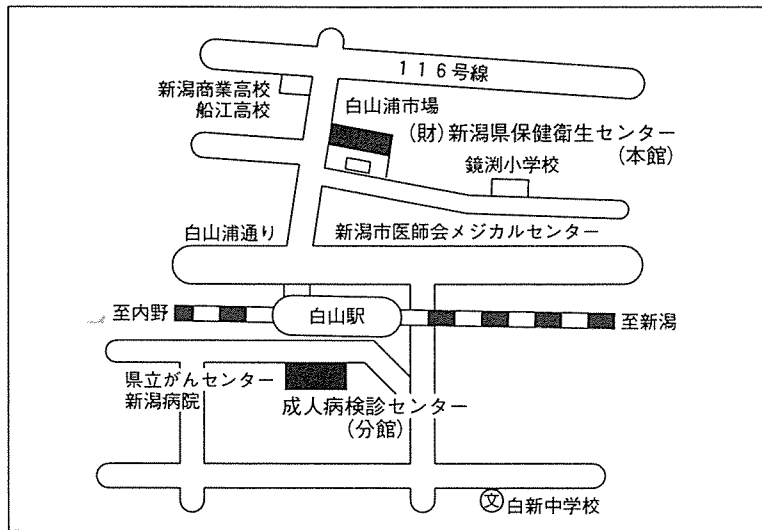
近年、社会の進歩、発展に伴ってゴルフ場農薬、低沸点有機化合物等の汚染物質が新たな問題となってきており、これらの検査に対応すべく一層の技術の研鑽、向上と検査機器の整備を進め、環境の保全と公衆衛生の保持にわずかなりともお手伝いできればと思います。

環境検査課の業務

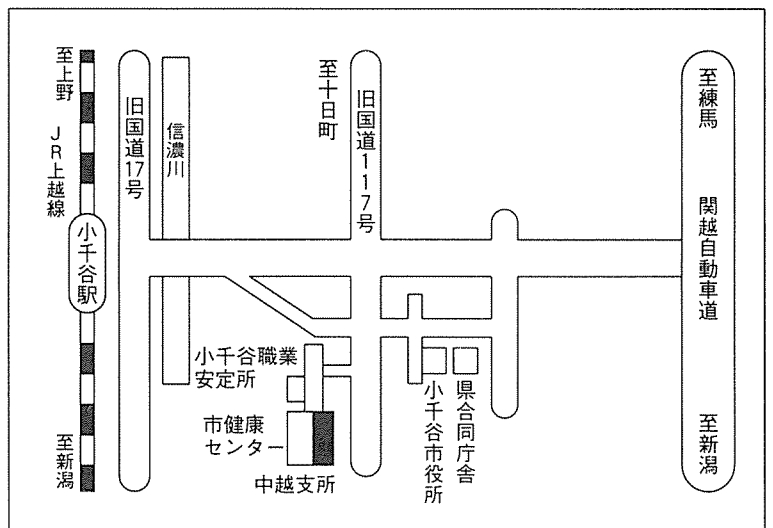
- 事業所排水検査
- 河川水、地下水検査
- 浄化槽検査
- ばい煙測定
- 飲料水検査
- 食品検査
- 簡易専用水道検査

その他の主要業務

- 健康診断（地域、事業所、学校）
- 成人病検診
- 人間ドック
- 臨床検査
- 各種がん検診
- 結核検診



本館／新潟市白山浦2丁目180番地5 ☎ 025 (267) 8191
 分館／新潟市川岸町2丁目11番11号 ☎ 025 (267) 3100



中越支所／小千谷市城内2丁目6番5号 ☎ 0258 (82) 4422

大気汚染防止法の改正

新潟県環境生活部環境対策課

大気汚染防止法においては、従来、いおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん等、煙突や排気管から出てくる数種類の物質を規制の対象としてきた。しかし、今日、ベンゼンや有機塩素系溶剤など多種多様な化学物質による大気汚染が問題となってきたこと等社会的な背景が大きく変化してきていることを受けて、平成8年度に大気汚染防止法の一部改正が行われた。

改正内容の第1は、多様な有害大気汚染物質による新たな大気汚染への対応の規定が設けられたことである。近年、環境大気中から低濃度であるが発がん性等の有害物質が検出されており、物質によっては、長期暴露によって住民の健康への影響が懸念される状況となっている。このため、有害大気汚染物質の排出抑制のための積極的な取り組みを事業者に求めるとともに、国及び地方公共団体においては、有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握、健康影響のおそれの程度の評価・公表、事業者に対する情報の提供、住民に対する知識の普及に努めることが規定された。特に大気中の濃度の低減を図るべき物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが指定され、平成9年8月にはダイオキシン類が追加された。これらの指定物質については、指定物質毎に政令で指定される排出施設の種類及び規模別に排出抑制基準が定められた。これらの仕組みについては、今後の科学的知見の充実の程度、事業者の取り組みの成果等を総合的に勘案し、

健康影響の未然防止の観点からより一層の対策の充実を図るため、平成9年4月の改正法施行後、3年を目途に検討して制度の見直しを含む所要の措置を講ずることとされた。

第2に、自動車排出ガス規制の対象拡大がなされた。最近の調査の結果、法律上自動車排出ガス規制の対象外となっている二輪車が排出するベンゼン等を含む炭化水素排出量が自動車全体の排出量の約2割程度を占めていることなどから、これについても平成10年から順次規制基準が適用されることとされた。

第3に、建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止対策の規定が設けられた。吹き付けアスベスト等を使用している建築物は、建設されはじめてから30年程度経過しており、今後解体等によりアスベスト飛散による大気汚染の増加が懸念されることから吹き付けアスベスト等を使用する一定規模以上の建築物の解体については、都道府県知事に対する届け出の義務と作業基準が設けられた。また、作業基準を遵守していないと認められる事業者に対し、都道府県知事は作業基準に従うべきことを命ずることができること等が規定された。

第4に、事故時の措置に関する規定の整備がなされた。事故による大気汚染が生じた場合における応急措置義務等の対象となる施設にばい煙発生施設が追加されるとともに、事故発生時における都道府県知事への通報義務が規定された。

水質汚濁防止法の改正

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第58号）が平成8年6月5日に公布され、平成9年4月1日から適用されることとなりました。

今回の改正では、油の流出事故時の措置及び汚染地下水の水質浄化措置に関する規定の整備が行われました。

また、この水質汚濁防止法の改正に続き、平成9年3月13日付けで「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が告示されました。

具体的な内容は以下のとおりとなっています。

1 油の流出事故時の措置

近年は、油の流出事故が多発し、上水道や農業用水等への利水障害により、生活環境に被害を与えるような事例が数多く報告されておりますが、これらに対応する法規定等は整備されていませんでした。

この法改正では、事故時の措置の対象物質として、従来の有害物質に加えて重油、軽油、灯油等政令で定められた油についても規定するとともに、対象事業場として、従来の特定施設を有する事業場に加え、油を貯蔵する施設、または油を含む水を処理する施設を有する工場又は事業場も含めることとしています。

これらの特定事業場又は貯油事業場の設置者は、油の流出事故が発生し、生活環境に被害を生じるおそれがあるときには、以下に示す措置を講じなければならぬこととなりました。

①引き続き公共用水域への排出又は地下への浸透の防止のための応急の措置

②事故の状況及び講じた措置の概要についての都道府県知事への届出

これらの設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、知事は応急措置命令を発することができることが規定され、また、命令違反には罰則規定が設けられました。

2 汚染地下水の水質浄化措置

有害物質に係る地下水汚染の防止措置については、既に平成元年6月28日の水質汚濁防止法の改正により、有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止、地下浸透を伴う事故時の措置及び都道府県知事による地下水の水質に係る常時監視の実施等の規定が整備されております。

ここでは、平成8年6月5日の水質汚濁防止法の改正により新しく導入された地下水の水質浄化措置

命令制度について紹介します。

法第14条の3では「都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる」と規定されています。「被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、現に地下水汚染が生じて、その地下水について、直接又は間接に飲用に係る利用がなされる場合とされ、水道の水源として利用されている（若しくは利用される）場合等について規則で定められています。また、適用の対象は、水質汚濁防止法の特定事業場の設置者全てであり、事業場から地下に浸透する水全てとなります。更に、6月5日（公布日）現在、既に特定事業場の設置者でなくなっている者を除き、過去の地下浸透についても遡及適用があるので注意が必要です。

本条は、法第12条の3（特定地下浸透水の浸透の制限）を始めとする地下水汚染の未然防止措置に加えて、汚染された地下水を浄化するという（後に告知される環境基準の達成を念頭に入れた）事後的な措置を講ずる制度を導入したものです。

この改正は平成9年4月1日から施行されました。

また、この水質汚濁防止法の改正に続き、平成9年3月13日付けで「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が告示され、これまでの評価基準に代わり維持達成すべき水質目標が示されました。項目は、従来の評価基準と同じく、人の健康を保護する観点から23項目について設定されており、全ての地下水について同じ基準が適用されることとなります。これにより、地下水の水質が的確に把握できるよう流動等に配慮した測定地点の選定等、常時監視の測定計画作成において配慮されるべき考え方が整備されたほか、水質汚濁防止法の適正な運用等により、自然的原因によるものを除き直ちに基準を達成すべきことが位置づけられました。

新潟県公害防止条例の改正

新潟県環境生活部環境対策課

公害関係の法令を補完し、県独自の規制等により、産業公害を中心とする公害防止に大きな役割を果たしてきた新潟県公害防止条例が全面改正され、名称も「新潟県生活環境の保全等に関する条例」となりました。(平成8年10月7日公布、9年4月1日施行)

この改正は、平成7年7月に、新潟県の環境政策の新たな枠組みを示す「新潟県環境基本条例」が制定されたことをうけ、①近年の、いわゆる都市・生活型公害、多様な化学物質による汚染、地球環境問題等、従来の枠組みでは対応しきれない問題が顕在化してきていることや、②豊かな環境に恵まれた新潟県の特性を踏まえ、公害防止にとどまらず、良好な生活環境を確保して将来に引き継ぐことが求められていることなどから、具体的な施策等を進めていくために行われたものです。

新潟県公害防止条例の改正は、国の法律の改正等の動きを踏まえて公害対策(規制等)の拡充が行われるとともに、地球環境問題等の環境問題の広がりに対応して、新たな分野の施策について具体化を図るための規制が定められています。

なお、新潟市等の特定の地域における指定工場に関する規制(大規模施設の設置許可制)については、実態として不要な規制となっているとして廃止されました。

具体的な内容は次のとおりとなっています。

1 今日の課題に対応した公害対策の拡充

- (1) 大気汚染防止法等の改正に合わせた、条例規制施設への規制措置の拡大
 - (ア) 大気汚染、水質汚濁に係る事故時の措置
 - (イ) 有害物質の地下浸透の規制、地下水汚染の回復措置命令等
- (2) カラオケボックス等の営業騒音の規制(飲食

店以外に規制を拡大)

- (3) 近年問題となっている公害に関する措置
 - (ア) 建築物の解体工事等の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散防止措置
 - (イ) 建設工事に伴う水質汚濁への配慮
 - (ウ) 地盤沈下防止のための掘削工事における配慮、地下水の涵養等
 - (エ) 事業場の移転・廃業等に際しての土壤汚染状況の把握、汚染除去措置等

2 環境問題の広がりに対応した新たな施策

- (1) 環境美化のための施策の推進(施策の総合的推進、ごみの散乱の禁止等)
- (2) 水環境保全基本方針の策定及び生活排水対策の推進(水環境基本方針を知事が策定。また、県、市町村、県民が協力して生活排水対策を一層推進。)
- (3) 自動車交通公害の防止(自動車の使用者における合理的使用等の努力義務、低公害車の利用促進等)
- (4) 化学物質の安全管理(有害化学物質の製造・使用・保管・廃棄・排出・環境中濃度等に関する情報整備、事業者による有害化学物質の自主管理等)
- (5) 廃棄物の減量及び資源の循環的利用(廃棄物の減量・資源の循環的利用に関する指針の策定、事業者における再生資源の利用・製品開発における配慮等、県民における廃棄物の減量等)
- (6) 地球環境保全(地球環境保全のための行動指針の策定、事業活動に伴う地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨原因物質の排出抑制、環境に配慮した生活様式の推進等)

平成9年版

新潟県の環境(現状と対策)について

平成9年9月
新潟県環境生活部

「新潟県の環境(現状と対策)」は、平成8年度における当県の環境の状況及び環境の保全の施策に関する報告であり、新潟県環境基本条例第8条に基づいて県議会へ提出するとともに、これを公表するものである。

第1 環境行政の総合的推進

平成8年度における当県の環境は、全般的にほぼ良好な状態が保たれている。

しかし、一方では、自動車交通による大気汚染や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害や各種化学物質の使用による環境汚染の懸念、廃棄物の増大に係る諸問題、さらには地球環境問題など日常の社会経済活動及び市民生活を主要な原因とする新たな課題が生じている。

このような環境問題に適切に対応し、県民の健康で文化的な生活を確保するため、当県の環境施策の理念と基本的な施策の方向を定める「新潟県環境基本条例」を踏まえ、同条例の個別条例としての位置付けの下、県公害防止条例を抜本的に見直し、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」に改め、9年4月1日から施行した。

また、環境基本条例に基づき、環境の保全に関する広範な施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる今後10年間の計画として「新潟県環境基本計画」を9年3月に策定した。今後、この計画に基づいて県民、民間活動団体、事業者及び市町村との連携・協調の下、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会づくりを進め、この計画の基本目標である「健全で恵み豊かな環境の確保と継承」を実現することとしている。

第2 自然と共生した潤いのある社会づくり

1 自然環境の保全と活用

(1) すぐれた自然の保護・保全

国立公園、国定公園及び県立自然公園の公園地域では、公園の風致景観を維持し、良好な自然環境を保つため、区域内で行われる各種行為には一定の制限が加えられている。8年度はこれら行為に係わる373件の許認可・届出等を処理し、自然環境保全についての指導を行った。また、自然環境保全地域等を保全するため塩沢町巻機山で植生復元を、6地域で標識設置等を行ったほか、妙高高原町のいもり池への土砂流入防止のため砂防施設を設置した。

(2) 多様な生態系の保全・回復

貴重な動植物の保護を推進するほか、野生鳥獣の保護とその生息環境を保全するため、鳥獣保護区の更新を行い、8年度末では合計83か所(119,635ha)が鳥獣保護区となっている。また、第7次鳥獣保護事業計画(3年度策定)は8年度が最終年度であったため、9年度を初年度とする第8次鳥獣保護事業計画を策定した。

「ラムサール条約」の国内10番目の登録湿地に指定された佐潟(新潟市)では、8～9年度計画で「佐潟水鳥・湿地センター」の建設が環境庁により進められている。環境庁の委託を受け実施しているトキ保護増殖事業については、トキ人工増殖技術の研究等様々な試みがなされているが、日本トキは「キン」1羽となっている。

(3) 自然とのふれあいの推進

自然保護の普及啓発活動を推進するため、適切な自然解説活動を行う人材を育成している。また、保健休養上、貴重な資源である温泉の利用は依然

として活発であり、8年度は129件(前年度98件)の利用許可を行った。

2 緑あふれる快適な環境づくり

地域の特性や地域のニーズに対応した緑化を計画的に推進すべく、「新潟県緑花推進計画」に基づき県民・企業の協力を得て様々な緑化活動を展開している。また、憩いとやすらぎを与える河川環境の確保、豊かな自然環境の保全・創造に向け、親水性のある護岸、海岸環境の整備や魚類、ホタル等の生態系の保全を考慮した海岸整備などを行っている。

第3 環境に負荷の少ない循環型の社会づくり

1 快適な大気環境の確保

(1) 大気汚染

大気汚染状況の常時監視の結果、二酸化硫黄については、一般環境大気測定局全42局で環境基準を達成し、二酸化窒素については全40局で環境基準を達成した。また、浮遊粒子状物質について全37局中36局で長期的評価に基づく環境基準を達成する等、おおむね、良好な大気環境が維持された。光化学オキシダントについては、全32局で環境基準を超える濃度が出現したが、その割合は昼間の時間帯において年間2.2%と少なかった。

発生源対策として、8年度は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等565施設、特定粉じん発生施設4施設について立入検査を行い、所要の指導を行った。

有害大気汚染物質対策としては、環境大気中のふっ化物、アスベスト及びトリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤について調査を行っており、事業者に対しては排出基準の遵守等を指導している。

(2) 悪臭

8年度は悪臭防止法に基づく規制地域内において悪臭苦情に対処するために市町村が行った行政指導件数は96件であり、また、県条例に基づく規制地域内における8特定工場等に対し、悪臭に係る官能試験を実施し、所要の指導等を行った。

8年度の悪臭苦情件数は190件で、前年度と比較して36件増加した。悪臭苦情のうち、畜産農業

に関連するものが約3割と最も多く、今後とも畜舎の適正管理、糞尿処理施設の設置又は糞尿の畑地への過剰投入の自粛等の指導、事業場の監視等を継続していくこととしている。

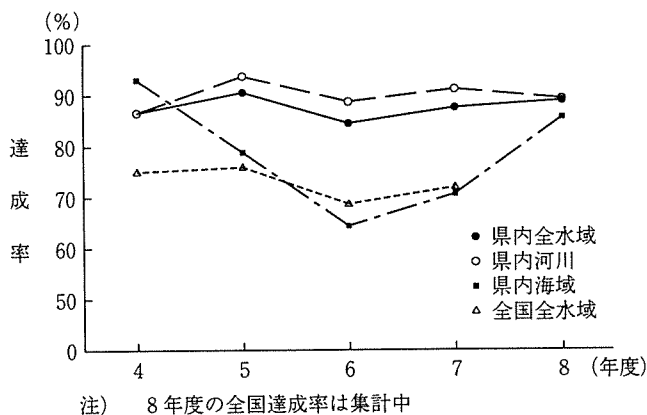
(3) 環境騒音

環境騒音については、環境基準類型指定地域内の298地点における環境基準の達成率は、一般環境地域で62%、道路に面する地域で25%であり、ほぼ横ばいで推移している。県では、騒音規制が必要な地域を指定し、市町村を通じて騒音発生事業所に対し、騒音防止を指導している。

2 良好な水環境の確保

公共用水域の水質の状況は、環境基準健康項目については、河川94地点、湖沼6地点及び海域21地点の計121地点で調査を行った。その結果、1、2-ジクロロエタンが渋江川下流(中川新道橋)で環境基準を達成できなかったが、その他の地点については、全ての地点で環境基準を達成した。生活環境項目については、類型指定を行っている河川82水域、湖沼2水域及び海域14水域で調査を行った。代表的な水質汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)又はCOD(化学的酸素要求量)で見ると、環境基準達成水域は、河川74水域、湖沼1水域及び海域12水域となり、前年度に比べて河川で1水域の減少、海域で2水域の増加となった。

環境基準(BOD又はCOD)達成率の推移



環境基準未達成の主な原因は、生活排水による汚濁負荷と考えられており、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、これまでに7地域（計22市町村）を生活排水対策重点地域に指定した。このうち、鳥屋野潟流域については、これまでの計画を改定した「鳥屋野潟水環境改善計画」を7年度に策定し、より一層の水環境の改善に努めていくこととしている。

また、水銀関連調査の結果、阿賀野川、関川水系及び直江津地先海域とも、引き続き全測定地点で総水銀等の環境基準を達成した。

3 地盤環境の保全

(1) 地盤沈下

新潟、上越、長岡、南魚沼及び柏崎地域において水準測量による地盤沈下調査を実施した。その結果、上越、南魚沼及び柏崎の3地域で年間最大沈下量がそれぞれ3.6cm、5.6cm及び2.0cmとなり、前年の0.8cm、5.3cm及び1.1cmをそれぞれ上回った。その他の地域の地盤沈下は小康を保っていた。

今後も、主な原因である消雪用を中心とする地下水利用の適正化等の地盤沈下防止対策を一層推進することとしている。特に沈下の著しい南魚沼地区については、6年度に設置した国、県及び六日町からなる六日町地盤沈下対策推進協議会等において、連携して地盤沈下防止対策関連事業を推進していくこととしている。

(2) 地下水汚染

地下水の水質について、164地点で調査した結果、環境基準を超過した地点は29地点であり、このうち、トリクロロエチレン等の有機塩素系の6物質及びベンゼンによるものが24地点であった。汚染が確認された地点については新たな汚染の防止や浄化対策の指導等を行うとともに、継続的な監視を実施することとしている。

4 交通に伴う環境負荷の低減

(1) 道路沿道の大気汚染

大気の状態は、一酸化炭素については、自動車排出ガス測定局全6局で環境基準を達成、二酸化窒素については、全7局で環境基準を達成、浮遊

粒子状物質については全6局で長期的評価に基づく環境基準を達成するなど、おおむね、良好な状況が維持された。

(2) 高速自動車道、新幹線、航空機騒音対策

高速自動車道沿道地域及び上越新幹線沿線地域では、騒音調査を行うとともに、調査結果を踏まえて関係機関に対し、対策の推進を要望した。

また、新潟空港周辺地域においても、航空機騒音調査を行い、状況を把握するとともに環境基準の維持、達成に努めた。

5 化学物質による環境汚染の防止

トリクロロエチレン等による環境汚染を防止するため、関係法令等に基づき、河川水、地下水及び大気について環境監視を行うとともに、使用事業場に対し立入検査を実施しているほか、技術講習会の開催等事業者指導を行っている。また、農薬に係る環境汚染対策として、クロルニトロフェン（CNP）の環境残留実態を把握するための水質監視を継続実施しており、8年度はすべての地点で検出されなかった。また、ゴルフ場に対し農薬等の適正使用を指導するとともに排出水等の調査を実施しており、8年度はいずれのゴルフ場の排出水からも暫定指導指針値を超える農薬は検出されなかった。

6 資源の循環利用と廃棄物の適正処理

(1) 廃棄物の減量化と再資源化

ア 一般廃棄物（ごみ）の減量化と再資源化の状況
ごみの排出量は微増から横ばいの傾向にあり、7年度において、県民1人1日あたり1,170gとなっている。また、ごみの再資源化量は79千tであり、再資源化率は7.4%となっている。

県では、4年度に「新潟県ごみ減量化指針」を策定し、12年度におけるごみの排出抑制と資源化率の目標値を定めているが、目標達成に向け、ごみの減量化・再資源化の一層の推進が必要となっている。

イ 産業廃棄物の減量化と再資源化の状況

産業廃棄物の排出量は、5年度において7,429千tと推計されており、このうち、農業、鉱業を除いた4,991千tの処理処分状況は、再生利用

が1,203千t、中間処理による減量化が3,050千t、最終処分が707千t、保管等が31千tとなっている。

県では、8年度に環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを基本理念とした「第4次新潟県産業廃棄物処理計画」を策定し、再生利用等目標値を設定するなどして県の施策の方向を定めて再生利用・減量化を具体的かつ計画的に推進している。

ウ ごみの減量化・再資源化の推進

「容器包装リサイクル法」に基づき、県内全市町村が分別収集計画を策定し、9年4月から容器包装の分別収集に取り組んでいるが、県では、市町村の円滑な分別収集を促進するため、8年11月に「新潟県分別収集促進計画」を定め、ごみの減量化・リサイクルを推進している。また、市町村の実施するごみ減量化・再資源化事業に対する支援、新潟県環境会議廃棄物減量化リサイクル部会の意見を踏まえたごみ減量化・リサイクルの普及啓発等を実施している。

エ 産業廃棄物の減量化と再資源化の推進

8年4月から新潟県廃棄物処理施設整備資金貸付制度の中に、産業廃棄物の再生利用施設の設置に対する貸付金制度を設け、事業者による再生利用の促進を図っている。また、8年度に鋳物廃砂など「鉞さい」をセメント原料として活用することを目的として「リサイクル・モデルプラン」を策定し、事業者に対して再資源化への取組を指導している。

(2) 廃棄物の計画的かつ適正な処理

ア 一般廃棄物の処理

一般廃棄物処理施設については、能力的には一応の充足が図られているが、老朽化した施設も多いことや、最終処分場等は必ずしも余裕のある状況ではないことから、今後、ダイオキシン対策も踏まえた広域的な施設整備の推進を図る必要がある。また、一般廃棄物処理については、かつての焼却による衛生処理、減容化主体の処理に代って、より環境への負荷の少ない高

度な処理とリサイクルの推進が求められてきている。

浄化槽は身近な水洗化施設として普及が進んできているが、県では、生活排水処理の観点から合併処理浄化槽の普及促進を図っている。また、浄化槽立入検査の実施や浄化槽管理者の指導の実施、保守点検登録業者の指導等浄化槽管理の徹底を図っている。

イ 産業廃棄物の処理

「第4次新潟県産業廃棄物処理計画」に基づき、その適正処理の徹底を図るため、排出事業者及び処理業者の処理施設等の立入検査を実施し、必要な指導を行うとともに、「新潟県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱」や「新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、県外から多量な搬入の抑制、適正な処理施設の設置及び維持管理についての指導を実施している。

また、近年、県内における最終処分場の整備が極めて困難になってきていることから、4年度に県、市町村、民間の共同出資による「財団法人新潟県環境保全事業団」を設立し、現在、出雲崎町において処理施設建設に着手し、10年度末の完成を目指している。

第4 地球環境問題に 積極的に取り組む社会づくり

1 地球環境の保全

地球温暖化対策を総合的・計画的に進めるため、9年3月に「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。今後は、各種施策を推進するとともに、県民、事業者と連携し、それぞれの立場での取組の推進を図ることとしている。また、オゾン層保護のため、市町村及び一部事務組合に対し、廃棄された冷蔵庫等からのフロン回収設備整備について補助金を交付したほか、関係事業者に対するフロン回収のための講習会を開催した。酸性雨については、常時監視調査を実施するとともに、当県の酸性雪による湖沼や河川等への影響を把握するために酸性雨・雪

調査など各種調査研究を実施している。

2 国際的取組の推進

第4回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門家会合（9年2月、広島県）において、このネットワークの中核的な役割を担う「東アジア酸性雨モニタリングネットワークセンター」を新潟に設置することが環境庁から公表された。また、8年4月から日中友好環境保全センター（中国北京）に専門職員を長期派遣するほか、研修生の受入や黒龍江省環境保護代表団の受入を行うなど環境協力の推進を図っている。

第5 県民参加で

環境保全に取り組む社会づくり

1 環境教育・環境学習の推進

次代を担う子どもたちが、地域の中で主体的に活動を行う「こどもエコクラブ」では県内で34クラブ、625人の子どもたちが街や川の清掃、自然観察等の自主的な活動を行っている。8年度は、県内の同クラブの交流キャンプを行ったほか、アジア各国の子どもたちや政府関係者による「こどもエコクラブアジア会議」を開催し、活動の発表や交流会を通じて友情を深めあった。河川に生息する生物（水生生物）を指標とする水質調査には、47の小中学校と延べ284人の一般等の参加を得て実施した。

また、地域環境保全基金の運用益などを使った環境フェア、毛利・宇宙飛行士による講演会、環境学習会等の環境保全思想の普及啓発事業を実施したほか、自然観察会や探鳥会なども行っている。

2 環境保全活動への支援

市町村の環境保全事業への費用補助を行ったほか、環境にやさしい企業活動の促進を図るため、地域の公害防止、環境保全等に関連する団体や法人などによる「新潟県環境保全連合会」に対する活動支援を実施した。県内で水環境の保全活動を行っている団体などからの約450人の参加を得て「ふるさと新潟水環境フォーラム」を新潟市で開催した。

また、県民、事業者、行政の連携と交流の拠点である「新潟県環境会議（議長：県知事）」では、「新

潟県環境賞」を創設し、県内の小中学校、高等学校及び個人、団体を表彰している。

第6 環境保全の共通基盤の整備

環境汚染等の未然防止対策として「新潟県環境影響評価要綱」に基づく審査等を通じて、環境保全についての適切な配慮がなされるよう各種開発事業等に対し指導を行っているほか、環境監視・調査研究及び環境の保全のための技術開発を進めている。

また、公害事犯の取締りを行う一方で、公害の防止対策等に必要な資金を必要とする中小企業者に対しては施設改善資金や産業廃棄物の処理施設整備資金等の貸付けをおこなっている。

第7 その他の環境保全対策

新潟地域公害防止計画の進行管理を行うとともに、公害苦情の処理、公害紛争の処理、健康被害救済等の対策を継続している。



新潟県民間環境検査機関協議会会員名簿

●正 会 員

(アイウエオ順)

機 関 名	住 所	電 話 番 号
(社) 県 央 研 究 所	〒955 三条市吉田1411-甲	(0256)34-7072
県 都 食 品 環 境 分 析 セ ン タ ー	〒950 新潟市幸栄1丁目7-12	(025)270-8890
コープエンジニアリング(株)新潟分析センター	〒950 新潟市榎町三番地	(025)273-8176
(財) 上 越 環 境 科 学 セ ン タ ー	〒942 上越市大字下門前231番2	(0255)43-7664
東北緑化環境保全(株)東新潟支社	〒957-01 北蒲原郡聖籠町東港1丁目1-155	(025)256-2506
(財) 新 潟 県 環 境 衛 生 研 究 所	〒959-02 西蒲原郡吉田町東栄町8番13号	(0256)93-4509
(社) 新 潟 県 環 境 衛 生 中 央 研 究 所	〒940-21 長岡市新産2丁目12番7	(0258)46-7151
(財) 新 潟 県 環 境 分 析 セ ン タ ー	〒950-11 新潟市祖父興野53番地1	(025)284-6500
(財) 新 潟 県 保 健 衛 生 セ ン タ ー	〒951 新潟市白山浦2丁目180-5	(025)267-8191
(社) 新 潟 県 薬 剤 師 会	〒951 新潟市関屋田町1丁目39番地 加門不動産ビル2F	(025)267-2131
(財) 二市北蒲原郡総合健康開発センター	〒957 新発田市本町4丁目16番83号	(0254)24-1145
日揮化学(株)新津事業所環境測定センター	〒956 新津市滝谷本町1-26	(0250)24-3811
(財) 日 本 気 象 協 会 新 潟 セ ン タ ー	〒950 新潟市出来島1丁目11-26 エスターテビル	(025)281-5711
ミヤマ(株)燕工場ミヤマ分析センター	〒959-12 燕市大字小池3663-1	(0256)63-6751

●賛助会員

(アイウエオ順)

機 関 名	住 所	電 話 番 号
アドバンテック東洋(株)新潟営業所	〒950-21 新潟市流通センター2-3-3	(025)260-7788
池田理化学工業(株)新潟支店	〒950 新潟市上所上3-5-10	(025)285-9277
鐘通化学薬品(株)	〒951 新潟市関新1-7-22	(025)231-7121
関越科学(株)新潟支店	〒950 新潟市高志1丁目3-14 アクシス1	(025)286-7191
(株) タ ケ シ ヨ ー	〒950 新潟市新光町23番地	(025)283-3434
寺井科学器械(株)	〒951 新潟市東中通1-186-1	(025)229-1198
(株) 新 潟 コ ン ゴ ー	〒950 新潟市竹尾卸新町752-1	(025)275-8146
(株) ニ チ エ ー	〒951 新潟市川岸町2-8-2	(025)230-1111
北 陸 工 機 (株)	〒942 上越市中央3-14-34	(0255)43-2434
和 光 純 薬 工 業 (株)	〒950 新潟市米山4-1-23	(025)241-0380

編集ノート

今年、神戸小学生殺傷事件、通り魔事件など異常事件の多発。また、企業の倒産、破綻が急増するなど不安な空気に包まれました。

反面、スポーツ界では、日本サッカーの夢が10回目のチャレンジで実現し、W杯フランス大会への出場を勝ち取りました。テレビ中継の視聴率が48%と聞き関心の高さにも驚きました。

関心の高さといえば環境問題もその一つであり、この12月に開催される地球温暖化防止国際会議(京都会議)があります。

先般行われた世論調査によると、8割が何等かの危機感を抱いているとの結果が出されていましたが、私たちにとって

掛けがえのない地球だけにどのような対策が打ち出されるか見守っていきたいと思います。

来年はいよいよ長野冬季オリンピックが開催されます。新たな気持ちで、素晴らしい1年になりますよう頑張りましょう。

お忙しい折、寄稿いただきました皆様大変ありがとうございました。

編集委員

精度管理部会 外山
 計量証明部会 長崎
 水道・食品部会 松浦
 浄化槽部会 吉川
 事務局 阿部